議案第３０号

専決処分の承認を求めることについて

（平成２７年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分（平成２７年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号））したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成２８年６月６日提出

向日市長　安　田　　守

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成２８年３月３１日

向日市長　安　田　　守

平成２７年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成２７年度向日市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４９，１６１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２８年３月３１日

向日市長　安　田　　守

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　繰　入　金		111,936	3,310	115,246
	1　一　般　会　計　繰　入　金	111,936	3,310	115,246
補正されなかった款に係る額		533,915		533,915
歳　入　合　計		645,851	3,310	649,161

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　後期高齢者医療広域連合納付金		638,287	3,310	641,597
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	638,287	3,310	641,597
補正されなかった款に係る額		7,564		7,564
歳出合計		645,851	3,310	649,161

平成２７年度　向日市後期高齢者医療特別会計補正予算

（第　２　号）

事　項　別　明　細　書

歳　入

（款）　3　繰入金　　115,246　　（項）　1　一般会計繰入金　　115,246　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 一般会計繰入金	111,936	3,310	115,246	2 保険基盤安定繰入金	3,310	保険基盤安定繰入金　3,310
計	111,936	3,310	115,246			

歳　出

（款）　2　後期高齢者医療広域連合納付金　641,597　（項）　1　後期高齢者医療広域連合納付金　641,597　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	638,287	3,310	641,597			3,310		19 負担金補助及び交付金	3,310	1　後期高齢者医療広域連合納付金　3,310 19　諸負担金　3,310 特定財源内訳 保険基盤安定繰入金　3,310
計	638,287	3,310	641,597			3,310				